

療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備について
—「地域ケア整備指針(仮称)」の策定—

1 趣旨

(1) 今後本格化する療養病床の再編成を踏まえ、各地域においては、その受け皿づくりを含め将来的なニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備が求められる。

このような取り組みについては、都道府県では「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」の3つの計画に関連するなど、各分野にわたる横断的・統一的な基本方針の策定と関係部局の密接な連携が重要となってくる。

(2) このため、上記の取り組みを推進する観点から、

- ① 国において、地域ケア体制の整備の基本方針等を内容とする「地域ケア整備指針(仮称)」を策定するとともに、
- ② 都道府県における「地域ケア整備構想(仮称)」の作成を支援するものとする。

2 国の「地域ケア整備指針(仮称)」について

(1) 国において、以下の事項を主な内容とする「地域ケア整備指針(仮称)」を策定する。

① 地域ケア体制の整備の基本方針

○ 療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズ・利用見込みの設定について

○ 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯の増加等を踏まえたサービスニーズの推計、それに対応した利用見込みの設定に関する考え方を提示。

③ 療養病床の転換について

○ 個別の医療機関(療養病床)の転換を進める場合に配慮すべき事項などを提示。

④ 各計画への反映について

○ 「介護保険事業支援計画」「医療計画」「医療費適正化計画」へ反映させる場合に配慮すべき事項を提示。

(2) 上記の「地域ケア整備指針(仮称)」を策定するために、

- ① 学識経験者等からなる研究班を設置するとともに、
- ② 介護施設(特に療養病床)の整備水準や高齢化の状況、将来的なニーズ等を踏まえ、全国数カ所(老人保健福祉圏域単位)を対象に、当該都道府県と共同で地域ケア体制のモデルを策定する「地域ケアモデルプラン事業(仮称)」を展開する。

3 都道府県の「地域ケア整備構想(仮称)」について

(1) 都道府県は、国の「地域ケア整備指針(仮称)」等を踏まえ、以下の事項を主な内容とする「地域ケア整備構想(仮称)」を作成するものとする。

① 地域ケア体制の整備の方針

- 療養病床の再編成を踏まえた、都道府県における地域ケア体制整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズについて

- 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯等の増加等を踏まえたサービスニーズを提示。

③ 各サービスの利用見込みについて

- 将来のサービスニーズに対応した、各サービスの利用見込みを提示。

④ 療養病床の転換について

- 療養病床の転換プランを提示。

(2) 都道府県は、上記の「地域ケア整備構想(仮称)」を踏まえ、「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」を策定する。

4 今後のスケジュール

○H18年夏 <国>地域ケア整備指針について研究班を設置し、検討を開始。
地域ケアモデルプラン事業を開始。

<都道府県>療養病床関係調査の実施

秋 <国>「地域ケア整備指針案(中間とりまとめ)」の公表。

<都道府県>「地域ケア整備構想」の検討開始

冬 <国>「地域ケア整備指針(最終とりまとめ)」の決定。

※地域ケアモデルプランも提示。

○H19夏 <都道府県>「地域ケア整備構想」の策定
までに